

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 諸 料 金 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後																																										
<p>(前 略)</p> <p>第2条 病院で徴収する診療等の料金は、次に掲げるもののほか、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法(平成24年厚生労働省告示第76号)により、歯科診療以外の診療にあつては同告示別表第1 医科診療報酬点数表及び歯科診療にあつては同告示別表第2 歯科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額(消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により消費税及び地方消費税が課される診療等の料金にあつては、その額に100分の105を乗じて得た額)とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 分娩介助料 1回 <u>160,000円(130,000円)</u> ただし、多児分娩の場合は、1児増すごとに<u>108,000円(78,000円)</u>を加算する。 分娩終了時刻が診療時間外又は深夜の場合は、前記の額に次の金額をそれぞれ加算する。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>時間外加算</td> <td style="text-align: right;"><u>26,000円</u></td> </tr> <tr> <td>深夜加算</td> <td style="text-align: right;"><u>39,000円</u></td> </tr> <tr> <td>多児時間外加算 1児増すごとに</td> <td style="text-align: right;"><u>15,600円</u></td> </tr> <tr> <td>多児深夜加算 1児増すごとに</td> <td style="text-align: right;"><u>23,400円</u></td> </tr> </table> <p>産科医療補償制度対象外の場合は、括弧内の料金とする。</p> <p>ウ 文書料(法令に基づき無料で交付すべきものを除く。)</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>普通診断書料</td> <td style="text-align: right;">1通につき 2,100円</td> </tr> <tr> <td>死亡診断書(死体検案書)料</td> <td style="text-align: right;">1通につき 2,100円</td> </tr> </table> <p>特殊診断書料</p> <p>自立支援医療に係る文書料</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>更生医療意見書料(初回申請時のみ)</td> <td style="text-align: right;">1通につき 2,100円</td> </tr> <tr> <td>育成医療意見書料(初回申請時のみ)</td> <td style="text-align: right;">1通につき 2,100円</td> </tr> </table> <p>精神通院医療診断書料</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">1通につき 2,100円</td> </tr> </table> <p>特定疾患治療研究事業に係る臨床調査個人票(診断書)料</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">1通につき 2,100円</td> </tr> </table> <p>上記以外の診断書料 1通につき 4,200円</p>	時間外加算	<u>26,000円</u>	深夜加算	<u>39,000円</u>	多児時間外加算 1児増すごとに	<u>15,600円</u>	多児深夜加算 1児増すごとに	<u>23,400円</u>	普通診断書料	1通につき 2,100円	死亡診断書(死体検案書)料	1通につき 2,100円	更生医療意見書料(初回申請時のみ)	1通につき 2,100円	育成医療意見書料(初回申請時のみ)	1通につき 2,100円		1通につき 2,100円		1通につき 2,100円	<p>第2条 病院で徴収する診療等の料金は、次に掲げるもののほか、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法(平成24年厚生労働省告示第76号)により、歯科診療以外の診療にあつては同告示別表第1 医科診療報酬点数表及び歯科診療にあつては同告示別表第2 歯科診療報酬点数表に定める点数に10円 <u>(第三者の行為によって生じた交通事故に係る自費診療にあつては20円)</u>を乗じて得た額(消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により消費税及び地方消費税が課される診療等の料金にあつては、その額に100分の105を乗じて得た額)とする。</p> <p>ア (同 左)</p> <p>イ 分娩介助料 1回 <u>200,000円(170,000円)</u> ただし、多児分娩の場合は、1児増すごとに<u>132,000円(102,000円)</u>を加算する。 分娩終了時刻が診療時間外又は深夜の場合は、前記の額に次の金額をそれぞれ加算する。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>時間外加算</td> <td style="text-align: right;"><u>34,000円</u></td> </tr> <tr> <td>深夜加算</td> <td style="text-align: right;"><u>51,000円</u></td> </tr> <tr> <td>多児時間外加算 1児増すごとに</td> <td style="text-align: right;"><u>20,400円</u></td> </tr> <tr> <td>多児深夜加算 1児増すごとに</td> <td style="text-align: right;"><u>30,600円</u></td> </tr> </table> <p>産科医療補償制度対象外の場合は、括弧内の料金とする。</p> <p>ウ 文書料(法令に基づき無料で交付すべきものを除く。)</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>普通診断書料</td> <td style="text-align: right;">1通につき 2,100円</td> </tr> <tr> <td>死亡診断書(死体検案書)料</td> <td style="text-align: right;">1通につき 2,100円</td> </tr> </table> <p>特殊診断書料</p> <p>自立支援医療に係る文書料</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>更生医療意見書料(初回申請時のみ)</td> <td style="text-align: right;">1通につき 2,100円</td> </tr> <tr> <td>育成医療意見書料(初回申請時のみ)</td> <td style="text-align: right;">1通につき 2,100円</td> </tr> </table> <p>精神通院医療診断書料</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">1通につき 2,100円</td> </tr> </table> <p>特定疾患治療研究事業に係る臨床調査個人票(診断書)料</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">1通につき 2,100円</td> </tr> </table> <p><u>自動車損害賠償責任保険に係る診断書料</u></p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>1通につき 5,250円</u></td> </tr> </table> <p>上記以外の診断書料 1通につき 4,200円</p>	時間外加算	<u>34,000円</u>	深夜加算	<u>51,000円</u>	多児時間外加算 1児増すごとに	<u>20,400円</u>	多児深夜加算 1児増すごとに	<u>30,600円</u>	普通診断書料	1通につき 2,100円	死亡診断書(死体検案書)料	1通につき 2,100円	更生医療意見書料(初回申請時のみ)	1通につき 2,100円	育成医療意見書料(初回申請時のみ)	1通につき 2,100円		1通につき 2,100円		1通につき 2,100円		<u>1通につき 5,250円</u>
時間外加算	<u>26,000円</u>																																										
深夜加算	<u>39,000円</u>																																										
多児時間外加算 1児増すごとに	<u>15,600円</u>																																										
多児深夜加算 1児増すごとに	<u>23,400円</u>																																										
普通診断書料	1通につき 2,100円																																										
死亡診断書(死体検案書)料	1通につき 2,100円																																										
更生医療意見書料(初回申請時のみ)	1通につき 2,100円																																										
育成医療意見書料(初回申請時のみ)	1通につき 2,100円																																										
	1通につき 2,100円																																										
	1通につき 2,100円																																										
時間外加算	<u>34,000円</u>																																										
深夜加算	<u>51,000円</u>																																										
多児時間外加算 1児増すごとに	<u>20,400円</u>																																										
多児深夜加算 1児増すごとに	<u>30,600円</u>																																										
普通診断書料	1通につき 2,100円																																										
死亡診断書(死体検案書)料	1通につき 2,100円																																										
更生医療意見書料(初回申請時のみ)	1通につき 2,100円																																										
育成医療意見書料(初回申請時のみ)	1通につき 2,100円																																										
	1通につき 2,100円																																										
	1通につき 2,100円																																										
	<u>1通につき 5,250円</u>																																										

証明書料 1通につき 1,575 円
 特殊証明書料 1通につき 3,150 円

エ }
 く } (略)
 キ }

ク 病衣貸与料 1日につき 70 円 (67 円)
 消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については、括弧内の料金とする。

タ 遺伝子検査料
 家族性乳癌・卵巣癌
FBOC スクリーニング
 1回につき 244,300 円
FBOC シングルサイト
 1回につき 46,600 円
 FBOC Nセット
 1回につき 157,800 円
FBOC N-Reflexセット
 1回につき 106,200 円
 BRCA MLPA
 1回につき 44,400 円

チ 内視鏡下手術用ロボット支援を含む入院料
 直腸がん 1回につき 1,910,000 円
 胃がん 1回につき 1,660,000 円
 子宮悪性腫瘍
 単純子宮全摘術及び骨盤リンパ節郭清術によるもの 1回につき 1,490,000 円
 広汎子宮全摘術及び骨盤リンパ節郭清術によるもの 1回につき 1,490,000 円
 肺がん 1回につき 1,910,000 円
 縦隔腫瘍・胸壁腫瘍 1回につき 1,180,000 円
 腎腫瘍 1回につき 1,430,000 円

ツ (略)

テ その他の保険給付外の諸料金 別表のとおり

(中 略)

証明書料 1通につき 1,575 円
 特殊証明書料

自動車損害賠償責任保険診療報酬明細書料
 1通につき 4,200 円
上記以外の証明書料 1通につき 3,150 円

エ }
 く } (同 左)
 キ }

ク 病衣貸与料 1日につき 105 円 (100 円)
 消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については、括弧内の料金とする。

タ 遺伝子検査料
 家族性乳癌・卵巣癌
HBOC スクリーニング
 1回につき 244,300 円
HBOC シングルサイト
 1回につき 46,700 円
 FBOC Nセット
 1回につき 157,800 円
 BRCA MLPA
 1回につき 44,400 円
クイック HBOC
 1回につき 318,400 円

チ 内視鏡下手術用ロボット支援を含む入院料
 直腸がん 1回につき 1,910,000 円
 胃がん 1回につき 1,660,000 円
 子宮悪性腫瘍
 単純子宮全摘術及び骨盤リンパ節郭清術によるもの 1回につき 1,490,000 円
 広汎子宮全摘術及び骨盤リンパ節郭清術によるもの 1回につき 1,490,000 円
 肺がん 1回につき 1,910,000 円
 縦隔腫瘍・胸壁腫瘍 1回につき 1,180,000 円
 腎腫瘍 1回につき 1,430,000 円
腓体尾部腫瘍 1回につき 1,450,000 円

ツ (同 左)

テ 乳房マッサージ料 1回につき 2,200 円

ト エンゼルケア料 1回につき 5,250 円

ナ その他の保険給付外の諸料金 別表のとおり

別表 保険給付外の診療に係る諸料金

第1表 医科諸料金

区分	金額(円)
(1) }	
↳ } (略)	
(12) }	

(後略)

別表 保険給付外の診療に係る諸料金

第1表 医科諸料金

区分	金額(円)
(1) }	
↳ } (同左)	
(12) }	
(13) <u>新生児聴覚スクリーニング</u> <u>検査料 (1回につき)</u>	<u>6,000</u>

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。